岩手県告示第258号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

建築計画概要書等の閲覧に関する規程(昭和46年岩手県告示第521号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(閲覧場所)	(閲覧場所)
第2条 概要書等の閲覧場所は、当該概要書等に記載されてい	第2条 概要書等の閲覧場所は、当該概要書等に記載されてい
る建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する広域振興局土	る建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する広域振興局土
木部又は土木部土木センター(岩手土木センターの所管区域	木部又は土木部土木センター(岩手土木センターの所管区域
にあっては、_盛岡広域振興局土木部)とする。	にあっては盛岡広域振興局土木部 <u>、千厩土木センターの所管</u>
	区域にあっては一関土木センター) とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。